



公益財団法人 日本少年野球連盟 三重県支部

伊賀中央ボーイズ規約

制 定 2020年 1月 1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本チームは、伊賀中央ボーイズと称する。

(所属連盟)

第2条 本チームは、公益財団法人日本少年野球連盟（以下「連盟」という）三重県支部（以下「支部」という）に所属する。

(事務所)

第3条 本チームの事務所は、代表宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本チームは、連盟の定款に基づき、支部の趣旨に則り、その目的及び事業を推進するため、チームの充実を心掛け、次代を担う少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本チームは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 連盟の目的及び支部の趣旨に沿った定款及び規約の遵守並びに品位保持の励行
- (2) 練習及び練習試合の実施並びに連盟主催の大会等への参加協力
- (3) 少年に適した正しい野球の指導及びマナーの指導
- (4) その他前条の目的達成のために必要と認められる一切の事業

第3章 組織

(組織)

第6条 本チームは、次の会員をもって構成し、運営機関として、事務局、指導部、審判部、広報部及び保護者を置く。

- (1) 選手及びその保護者
- (2) 本チームの目的に賛同して奉仕活動を行う役員及び賛同者

(役員)

第7条 本チームは、次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表若干名（各学年から1名。原則、学年代表者がこれを兼任する）
- (3) 相談役若干名
- (4) 事務局長1名
- (5) 監督1名
- (6) ヘッドコーチ1名
- (7) 審判部長1名
- (8) 広報部長1名
- (9) 保護者会会長1名
- (10) 会計1名
- (11) 監事2名

(会員の責務)

第8条 選手は、常に伊賀中央ボーイズの会員であることの自覚を持ち、指導者の指導に従い、品性を重んじ、助け合い、協力し合い、学業並びに野球技術の向上及び体力の強化に励まなければならない。

- 2 役員及び保護者は、本チームの目的達成のために必要な協力を行わなければならない。
- 3 技術指導を行う役員及び賛同者（以下「指導者」という）は、本チームの指導方針を遵守し、選手の安全に特に留意し、選手育成に貢献しなければならない。

（入団及び入会）

第9条 選手として本チームに入団しようとする者は、硬式野球を愛好し、スポーツによって心身を鍛練しようとする中学生で、保護者の承諾を得、代表の承認後、所定の手続きの終了をもって入団となる。

- 2 入団した選手は、同時に本チームの会員となる。
- 3 入団した選手の保護者は、本チームの会員となり、同時に保護者会会員となる。
- 4 選手の他に希望する小学生及び中学生は、保護者の承諾及び代表の承認により、練習生として本チームの活動に参加することができる。

（退団及び退会並びに休団）

第10条 選手は、退団届を提出し、退団することができる。

- 2 退団した選手は、同時に退会となる。
- 3 退団した選手の保護者は、退会となり、同時に保護者会会員の資格を失う。
- 4 選手は、正当な理由がなく3か月以上会費を滞納した場合、在籍資格を失い、退団となる。
- 5 選手は、正当な理由がなく無届で1か月以上休んだ場合、活動継続の意思がないとみなされ、退団となる。
- 6 選手は、休団届を提出し、休団することができる。

（役員の選任及び解任並びに任期）

第11条 代表の選任及び解任は、役員会において行う。

- 2 副代表、相談役、事務局長、監督、ヘッドコーチ、審判部長、広報部長、会計及び監事の選任及び解任は、代表が行う。
- 3 保護者会役員の選任及び解任は、保護者会において行う。
- 4 役員の任期は、原則1月1日から12月31日までの1年とし、再任を妨げない。
- 5 保護者会役員の任期は、保護者会会則による。
- 6 役員に欠員が出た場合は、本条の規定により後任者を選任し、後任者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 7 その他技術指導を行う賛同者の選任及び解任は、監督が行い、代表の承認を得る。

（役員の職務）

第12条 代表は、本チームを代表し、会務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 相談役は、代表の諮問に応じ、必要な助言を行う。
- 4 事務局長は、本チームの運営において必要な事務全般を受け持つ。
- 5 監督は、指導部を統括し、選手の指導及び育成を主導する。
- 6 ヘッドコーチは、監督を補佐し、監督が不在のときは、その職務を代行する。
- 7 審判部長は、審判部を統括する。
- 8 広報部長は、広報部を統括する。
- 9 保護者会会長は、保護者を代表し、保護者会を統括する。
- 10 会計は、本チームの会計全般を受け持つ。
- 11 監事は、事業報告及び決算に際し、これを監査する。

（会員に対する処分）

第13条 本チームは、会員が次のいずれかに該当する場合に、役員会の議を経て、会員に対して除名を含む必要な処分を行うことができる。

- （1） 本チーム又は会員の名誉を著しく傷つける行為があった場合
- （2） 他の会員との協調を著しく欠く行為が続いた場合
- （3） 選手が学生として不適当な行いについて注意を受けたにもかかわらず改善しようとしなかった場合
- （4） 役員又は指導者に選手の模範として相応しくない行いが認められた場合
- （5） 指導者が指導方針から逸脱した指導を行った場合
- （6） 役員又は指導者と保護者との間に便宜供与を含めた不適当と認められる行為があった場合
- （7） 保護者が指導者の許可を得ず本チームで活動中の選手に指導等を行った場合
- （8） 指導方針、指導方法又は選手起用に関して公に批判をした場合
- （9） 反社会的な団体への関与が認められた場合
- （10） 代表の許可を得ずSNS等の不特定多数の者が閲覧できる媒体に本チームに関わる情報又は会員の個人情報を投稿等した場合

- 2 本チームに関わる不祥事は、発生又は発覚した時点で速やかに支部に報告し、その対応にあたっては連盟の指示に従うものとする。
- 3 連盟に登録された者の不祥事に対する処分は、連盟の決定により行い、必要に応じて第1項により別に本チームとしての処分を検討する。

第4章 入会金及び会費

(入会金及び会費)

第14条 本チームの入会金は、10,000円とする。

- 2 本チームの会費は、月額8,000円とする。ただし、兄弟姉妹で在籍の場合、2人目からは月額4,000円とする。
- 3 会費の納入は、中学1年生の4月から中学3年生の8月までの間で、本チームの活動に1日を超えて参加した月に対して行う。
- 4 入会金及び会費は、諸般の事情に応じ、代表の承認により、減免することができる。

第5章 安全管理と責任の範囲

(安全管理)

第15条 役員及び指導者は、選手の健康管理及び安全確保に常に留意し、活動中の事故等を未然に防ぐために必要な対策を講じなければならない。

- 2 選手及び保護者は、選手の活動に影響がある病気及びけがについて、役員又は指導者に届け出なければならない。
- 3 選手、指導者及び審判部に所属する審判員（以下「審判員」という）は、指定する傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(責任の範囲)

第16条 次に掲げる場合の補償は、前条第3項の規定により加入の保険により行うものとする。

- (1) 本チームでの活動時において選手、指導者又は審判員が事故により損害を受けた場合
 - (2) 本チームでの活動時において選手、指導者又は審判員が過失により第三者に損害を与えた場合
- 2 本チーム及び会員は、過失により与えた損害に対して、一切の補償の責任を負わないものとする。

第6章 会議

(会議)

第17条 本チームの会議は、通常総会、臨時総会及び役員会とする。

(通常総会)

第18条 通常総会は、役員、指導者及び保護者をもって構成する。

2 通常総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 決算及び予算に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他代表が必要と認めた事項

3 通常総会は、毎年度1回、代表が招集し、開催する。

4 通常総会の議長は、代表がこれにあたる。

5 通常総会は、第1項に掲げる者の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(臨時総会)

第19条 臨時総会は、役員、指導者及び保護者をもって構成する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合、代表が招集し、開催する。

- (1) 代表が必要と認めた場合
- (2) 役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

3 臨時総会の議長は、代表がこれにあたる。ただし、前項第2号の規定により請求があった場合において臨時総会を開催したときは、出席者のうちから議長を選出する。

4 臨時総会は、第1項に掲げる者の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第20条 役員会は、役員をもって構成する。

2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 通常総会又は臨時総会に付議すべき事項
 - (2) 代表の選任及び解任に関する事項
 - (3) 会員に対する処分に関する事項
 - (4) 本チームの運営における重要な業務の執行に関する事項
- 3 役員会は、第1項に掲げる者の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、代表の決するところによる。

第7章 会計

(経費)

第21条 本チームの経費は、入会金、会費及び寄付金をもって充てる。

(事業年度)

第22条 本チームの事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(監査)

第23条 代表は、事業年度の終了後に、事業報告及び決算に関する書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。

第8章 その他

(雑則)

第24条 この規約に定めるもののほか、本チームの運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て、代表が別に定める。

附 則

本規約は、2020年1月1日から施行する。

本規約は、2025年9月14日から施行し、2025年9月1日から適用する。

第3章 組織 第7条(2)改訂